



薬食発 0730 第 2 号 平成 22 年 7 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長りは高いで

第十五改正日本薬局方の一部改正等について

標記について、平成22年7月30日厚生労働省告示第322号をもって、「日本薬局方(平成18年厚生労働省告示第285号)の一部を改正する件」が別添のとおり公布され、同日から適用されることとなったので、下記の事項に御留意の上、関係者に対する周知徹底及び指導に御配慮いただきたい。

記

第1 第十五改正日本薬局方(以下「薬局方」という。)の一部改正の要点について 1.一般試験法の改正

日本薬局方、欧州薬局方、米国薬局方の三薬局方での国際調和に関連した事項 について、一般試験法の見直しを行うものであり、その内容は、以下のとおりで ある。

(1) 6.10 溶出試験法

フロースルーセル法による溶出試験操作を、脈流のある送液用ポンプの 使用及び送液速度と脈流の有無で規定することについて改正を行ったこ と。

- 2. ヘパリンナトリウム及びヘパリンカルシウムの規格の改正
  - (1) 医薬品各条

へパリンカルシウム及びヘパリンナトリウムについて、純度試験に類縁物質に係る規定を追加し、確認試験に液体クロマトグラフィーによる試験の追加及び純度試験における過硫酸化コンドロイチン硫酸の規格値等について改正を行ったこと。

また、ヘパリンナトリウムについては、純度試験にガラクトサミンに係る規定を追加したこと。

#### (2) 一般試験法

へパリンカルシウム及びヘパリンナトリウムの純度試験等の改正に伴い、一般試験法の部9.01標準品の条(1)の過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品の用途に確認試験を追加するための改正を行い、標準品に理化学試験用へパリンナトリウムを追加したこと。

また、9. 41試薬・試液の条に、アミノ安息香酸誘導体化試液、過塩素酸リチウム、D-ガラクトサミン塩酸塩、D-グルコサミン塩酸塩、酢酸カルシウム一水和物、デルマタン硫酸エステル、ボラン-ピリジン錯体及びD-マンノサミン塩酸塩を追加したこと。

#### 第2. 経過措置について

本改正に伴い、平成24年1月31日までに承認事項一部変更承認申請等の必要な措置を行うよう指導すること。また、第56条(販売、製造等の禁止)に抵触することがないよう、遅滞なく本改正による改正後の基準に改めさせること。

# ○厚生労働省告示第三百二十二号

に限 しに 項の の日 八 厚生省告示第百四号)により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品を含む。 薬局方 年厚生労働省告示第二百八十五号) 薬事 る。 ついては、 規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等 本薬局方 法 日 (以 下 に (昭和三十五年法律第百四十五号) 第四十一条第一 は新薬局方で定める基準とみなすことができる。 . お いて現に同 「新薬局方」という。)に収められているものに限る。 (以 下 平成二十四年一月三十 「旧薬局方」という。 法第十四条第 の — 項の 日 ま 部を次のように改正する。 に収められてい いでは、 規定による承認を受けているもの 旧 薬局方で定める基準 た医薬品 項の規定に基づき、 ただし、この告示によ (この告示による改正 であって平成二十二年 (当該医薬品に関 (薬事 日本薬局方 法第十四 (平成六年 後 する部 る改 (平成十 0) 日 月 本

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣 長妻 昭

(装置3) 第十五改正日本薬局方一般試験法の部6. 送液速度及び脈流の有無を規定する. を 「脈流が生じない送液用ポンプを用いても の目中「済渉は」の下に「無分」 に改める。 を加え、 10溶出 FV. 武験法の条装置の項フロ 「◆脈流が生じない送液用ポンプを用いても V П ſ スノーセン法による落出試験では 1 ス ル 1 セ ル 法 の 装

品の目を次のように改める。 第十五改正 日本薬局方一般試験法の部9: 0 1 標準品の条(1) の項過硫酸化コンドロ イチン硫酸標準

過硫酸化コ 第十五改正 ~ 日本薬局方一 アロゾ チン硫酸標 般試 験法 品載 0) 部 9 確認試験, 0 1 標準品の条①の項低分子量へパリン標準品の目 紅東

の次

理化学試験用へパリンナトリウム標準品 | 確認試験, 純度試験

に次の

一目を加える。

第十五改正日本薬局方 般試 験法の部 9 4 11試 薬 試液の条アミノ安息香酸エチルの項の次に次

の一項を加える。

Y 핼 .して溶かし, 俶 、香酸誘導 酢酸170μL及びボラン-ピリジン錯体145μLを加える 体化試液 Y 111 安息香酸エチル280mgにメタノール600 μ Lを加え, 約50℃に加

の次に 第十五改正日本薬局方一般試験法の部9. 次 0) 項を加える。 41試薬・試液の条過塩素酸・ 無水エタノー ル試液の項

崮 福 素酸リチウム LiClO<sub>4</sub> 白色の結晶又は結晶性の粉末である

アダ  $\square$ 管に注入し, VI 山 98%以上. ム 田 強酸性イオン交換樹脂 1 mo1/L滷輟試液200mLを加え, 定量法 本品約0.2gを精密に量り,水30mLに溶かし, (四型) 約25mLを内徭約11mm, 1分間に3~4mLの流量で流出させた後, 南さ300mmの カガブ 5 4 女) П 4 VI 5 7 Š 火を流 V VI Ц 1

速度 指示薬:ブロモチモー乃ブルー試液 3 滴)・ たもの)に入れ,1分間に $3 \sim 4$  mLの流量で流出する.次に,水約30mLを用いて1分間 $3 \sim 4$  mLの 流出液にメチルオレンジ試液を加えたときに色が黄みの赤になるまで繰り返し洗浄して調製し で5回洗う. 洗液は先の流出液に合わせ, 0.1mo1/L水酸化ナトリウム液で滴定 同様の方法で空試験を行い、 補圧する €.

0.1mol/L水輟化ナトリウム液 1mL = 10.64mg LiClO<sub>2</sub>

に次の一項を加える。 第十五改正日本薬局方一般試験法の部9. **4**1試薬 ・試液の条過ヨウ素酸ナトリウム試 液の項の次

D-ガラクトサッソ強駿強 C<sub>6</sub>H<sub>13</sub>NO<sub>5</sub> · HC1 白色の粉末である. 融点:約180°C (分解)

掘光度  $\langle 2.49 \rangle$  $[\alpha]^{6}:+90\sim+97^{\circ}$ (1g, 7k, 100mL, 100mm).

を加える。 第十五改正日本薬局方一般試験法の部9. 41試薬・試液の条クルクミン試液の項の次に次の一項

D-グブコキッソ強覈強 C<sub>6</sub>H<sub>13</sub>NO<sub>5</sub> · HCl 白色の結晶又は結晶性の粉末である

mLを加え, 0.1mo1/L硝酸銀液で滴定〈2.50〉する(電位差滴定法). 含量98%以上 定量法 本品約0.4gを精密に量り,水50mLに溶かし, 薄めた硝酸  $(1 \rightarrow 3)$ ល

0.1mol/L硝酸銀 1mL = 21.56mg C6H13NO5・HCl

第十五改正日本薬局方一般試験法の部9. 4 1 試薬 試液の条酢酸カリウム試液の項の次に次の

項を加える。

酢酸カルシウム—水和物 (CH<sub>3</sub>COO)<sub>2</sub>Ca・H<sub>2</sub>O [K8364, 特級]

項を加える。 第十五改正日本薬局方一般試験法の部9. 41試薬・試液の条 pーテルフェニルの項の次に次の

デルマタン硫酸エステル ブタ皮又はブタ小腸をアルカリ抽出後,プロテアーゼ消化し,アルコール 分画法により精製したムコ多糖である、セルロースアセテート膜電気泳動を行い、トルイジンブル

一〇溶液(1→200)に浸して染色するとき,単一バンドである.

膜電気泳動条件

セルロースアセテート膜:幅6cm×長さ10cm

移動相:酢酸カルシウム—水和物52.85gを水に溶かし,1000mLとする.

泳動時間: 3時間 (1.0mA/cm)

加える。 第十五改正日本薬局方一般試験法の部9. 41試薬・試液の条ホノキオールの項の次に次の一項を

ボランーピリジン錯体 CoHoBN

卟 量80%以上 (1→6) 10mLを加入, 定量法 0.1mo1/Lチオ硫酸ナトリウム液で滴定 本品30mgを精密に量 り, 0.05mol/Lヨウ素溶液40mLに溶かし,  $\langle 2.50 \rangle$ र क (指示薬:デンプ 薄めた

ン試液) . 同様の方法で空試験を行い, 補正する.

0.1mol/Lチオ硫酸ナトリウム液 1 mL = 1.549mg C5HsBN

第十五改正日本薬局方一般試験法の部9. 41試薬・試液の条1-マンニトールの項の次に次の

項を加える。

D-トソノヤッソ 強쩷強 C<sub>6</sub>H<sub>13</sub>NO<sub>5</sub> • HC1 白色の粉末である、融点:約168°C (分解).

旋光度〈2.49〉  $[\alpha]$   $\beta^0$ :  $-4.2 \sim -3.2^\circ$ (0.4g, 水, 20mL, 100mm) .

第十五改正日本薬局方医薬品各条の部へパリンカルシウムの条確認試験の項中2の目を3の目とし

、(1)の目の次に次の一目を加える。

(2) 本品及び理化学試験用へパリンナトリウム標準品 1 mgずつを水 1 mLに溶かし, 溶液とする. 試料溶液及び標準溶液20μLずつをとり, 次の条件で液体クロマトグラフィー 試料溶液及び標準  $\langle 2.01$ 

により試験を行うとき、試料溶液及び標準溶液から得た主ピークの保持時間は等しい

試験条件

検出器, 試験条件を準用する カラム, カラム温度, 移動相A, 移動相B, 移動相の送液及び流量は純度試験(9)の

システム適合性

システムの性能:理化学試験用へパリンナトリウム標準品1.0mgを水0.60mLに溶かした液90μL

件で操作するとき、デルマタン硫酸エステル、ヘパリン、過硫酸化コンドロイチン硫酸の順 硫酸エステル1.0mgを水2.0mLに溶かした液30μLを混和する.この液20μLにつき,上記の条 コンドロイチン硫酸との分離度は1.5以上である. に溶出し、デルトタン硫酸エステルとへパリンとの分離度は1.0以上、ヘパリンと過硫酸化 過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品0.10mgを水0.20mLに落かした液30μL及びデルタタン

000」に改め、同目システム適合性を次のように改める。 m」を「 δ 2.18±0.05ppm」以、「認めない、」を「認めないか,又は認めることがあっても,13Cをデ カップリングして測定するとき、そのシグナルは消失する.」 い改め、 料溶液とする.この液につき核磁気共鳴スペクトル測定用」を「溶かす.この液につき,」以必め、 第十五改正日本薬局方医薬品各条の部へパリンカルシウムの条純度試験の項(8)の目中「茲かし、巽  $\langle 2.21 \rangle$  」の下に「により,」を加え、「用いる方法により」を「用いて」に、「 $\delta$  2.13 $\sim$ 2.23pp 同目試験条件中「200」を「1

### システム適合性

システムの性能:本品20mgを核磁気共鳴スペクトル測定用3-トリメチルシリルプロピオン酸ナ ルプロピオン酸ナトリウム-d4の核磁気共鳴スペクトル測定用重水溶液(1→10000)1.0mL 過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品0.10mgを核磁気共鳴スペクトル測定用3-トリメチルシリ トリウム-d<sub>4</sub>の核磁気共鳴スペクトル測定用重水溶液 (1→10000) 0.40mLに溶かした液に,

mにヘパリンのAFをチル基に由来するシグナルを、 § 2.18±0.05ppmに過硫酸化コンドロイ チン硫酸のAアセチル基に由来するシグナルや、それぞれ認める に溶かした液0.20mLを加える. この液につき, 上記の条件で操作するとき, §2.04±0.02pp

第十五改正日本薬局方医薬品各条の部へパリンカルシウムの条純度試験の項に次の一目を加える。

9 フィー〈2.01〉により試験を行うとき、ヘパリンのピーク以降にピークを認めない。 類縁物質 本品2.0mgを水0.1mLに溶かした液20μLを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラ

試驗条件

検出器:紫外吸光光度計 (測定波長:202nm)

力 ラム:内径2.0mm, アミノエチル基を結合した合成高分子を充てんする 展さ7.5cmのステンレス管に10μmの液体クロマトグラフィー用ジエチル

カラム温度:35°C付近の一定温度

移動相A:リン酸二水素ナトリウム二水和物0.4gを水1000mLに溶かし,薄めたリン酸(1 
ightarrow 10を加えてpH3.0に調整する

移動相B:リン酸二水素ナトリウム二水和物0.4g及び過塩素酸リチウム106.4gを水1000mLに溶 薄めたリン酸 (1→10) を加えてpH3.0に調整する.

移動相の送液:移動相A及び移動相Bの混合比を次のように変えて濃度勾配制御する.

$3 \sim 15$ $90 \rightarrow 0$ $10 \rightarrow 100$	$0 \sim 3$ 90 10	(5) (vol%) (vol%)	注入後の時間 移動相A 移動相B
100		%)	∄B .

流量:每分0.2mL

測定範囲:溶媒のピークの後からへパリンの保持時間の2倍の範囲

# システム適合性

検出の確認:理化学試験用へパリンナトリウム標準品10mgを水0.40mLに溶かし,ヘパリンナト 件に操作するとも、過硫酸化コンドロイチン硫酸のピークを認める 硫酸化コンドロイチン硫酸標準溶液 3  $\mu$ L及び水 $12\mu$ Lを混和した液 $20\mu$ Lにつき,上記の条 リウム標準原液とする.別に,過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品0.10mgを水0.20mL/に溶か 過硫酸化コンドロイチン硫酸標準溶液とする. へパリンナトリウム標準原液60 μ L, 過

システムの性能: ヘパリンナトリウム標準原液120 mLに過硫酸化コンドロイチン硫酸標準溶液 30 μ Lを混和し、システム適合性試験用溶液とする. この液20 μ Lにつき、上記の条件で操作 するとき、ヘパリン、過硫酸化コンドロイチン硫酸の順に溶出し、その分離度は1.5以上で

ある

システムの再現性:システム適合性試験用溶液20μLにつき, き、過硫酸化コンドロイチン硫酸のピーク面積の相対標準偏差は2.0%以下である. 上記の条件で試験を6 回繰り返

確認試験 第十五改正日本薬局方医薬品各条の部へパリンナトリウムの条性状の項の次に次の一項を加える。 び標準溶液とする.試料溶液及び標準溶液20〃Lずつをとり,次の条件で液体クロマトグラフィー  $\langle 2.01 \rangle$ により試験を行うとき、試料溶液及び標準溶液から得た主ピークの保持時間は等しい、 本品及び理化学試験用へパリンナトリウム標準品 1 mgずつを水 1 mLに溶かし, 試料溶液及

#### 試験条件

検出器,カラム,カラム温度, 試験条件を準用する 移動相A,移動相B, 移動相の送液及び流量は純度試験(6)の

## システム適合性

システムの性能:理化学試験用へパリンナトリウム標準品1.0mgを水0.60mLに溶かした液90μL 件で操作するとも,デカタタン硫酸エステル,へパリン,過硫酸化コンドロイチン硫酸の順 硫酸エステル1.0mgを水2.0mLに溶かした液30 $\mu$ Lを混和する.この液20 $\mu$ Lにつき,上記の条 コンドロイチン硫酸との分離度は1.5以上である に落田し, 過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品0.10mgを水0.20mLに溶かした液30μL及びデルトタン デカタタン硫酸エステカとへパリンとの分離度は1.0以上, へパリンと過硫酸化

000」に改め、同目システム適合性を次のように改める。 m」を「δ2.15±0.02ppm」以、「認めない、」を「認めないか,又は認めることがあっても,'3Cをデ 料溶液とする.この液につき核磁気共鳴スペクトル測定用」を「溶かす.この液につき,」以必め、 カップリングして遡定するとき,そのシグナルは消失する.」こ改め、同目試験条件中「500」を「1 「〈2.2I〉」の下に「により、」を加え、「用いる方珠により」を「用いて」に、「 $\delta2.13\sim2.17$ pp 第十五改正日本薬局方医薬品各条の部へパリンナトリウムの条純度試験の項(5)の目中「淼カトU, 巽

## システム適合性

システムの性能:理化学試験用へパリンナトリウム標準品20mgを核磁気共鳴スペクトル測定用 3-トリメチルシリルプロピオン酸ナトリウム-d4の核磁気共鳴スペクトル測定用重水溶液 れぞれ認める 条件で操作するとき, ル測定用重水溶液(1→10000)1.0mLに溶かした液0.20mLを加える. この液につき, 鳴スペクトル測定用3-トリメチルシリルプロピオン酸ナトリウム-d4の核磁気共鳴スペクト 1→10000) 0.40mLに溶かした液に、過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品0.10mgを核磁気共 §2.15±0.02ppmに過硫酸化コンドロイチン硫酸のAFをチル基に由来するシグナルを、そ 82.04±0.02ppmにヘパリンのAアセチル基に由来するシグナルを,

第十五改正日本薬局方医薬品各条の部へパリンナトリウムの条純度試験の項に次の二目を加える。

6) フィー (2.01) により試験を行うとき、ヘパリンのピーク以降にピークを認めない. 類縁物質 本品2.0mgを水0.1mLに溶かした液20μLを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラ

#### 試験条件

検出器:紫外吸光光度計 (測定波長:202nm)

カラム:内径2.0mm, 長さ7.5cmのステンレス管に10μmの液体クロマトグラフィー用ジエチル 、ミノエチル基を結合した合成高分子を充てんする.

カラム温度:35°C付近の一定温度

移動相A:リン酸二水素ナトリウム二水和物 $0.4 {
m g}$ を水 $1000 {
m mL}$ に溶かし,薄めたリン酸(1 
ightarrow 10を加えてpH3.0に調整する.

移動相B:リン酸二水素ナトリウム二水和物0.4g及び過塩素酸リチウム106.4gを水1000mL/ご溶 かし, 薄めたリン酸 (1→10) を加えてpH3.0に調整する.

移動相の送液:移動相A及び移動相Bの混合比を次のように変えて濃度勾配制御する.

3	0,		注入後
$3\sim15$	$0 \sim 3$	(分)	注入後の時間
90→0	90	(vo1%)	移動相A
10→100	10	(vo1%)	移動相B

流量:每分0.2mL

測定範囲:溶媒のピークの後からへパリンの保持時間の2倍の範囲

# システム適合性

検出の確認:理化学試験用へパリンナトリウム標準品10mgを水0.40mLに溶かし, 酸化コンドロイチン硫酸標準溶液  $3~\mu$ L及び水 $12~\mu$ Lを混和した液 $20~\mu$ Lにつき,上記の条件 **で操作するとき,過硫酸化コンドロイチン硫酸のピークを認める.** リウム標準原液とする.別に過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品0.10mgを水0.20mLに溶かし 過硫酸化コンドロイチン硫酸標準溶液とする. ヘパリンナトリウム標準原液60 µ L, くんシンナマ

システムの性能:ヘパリンナトリウム標準原液150″Fに過硫酸化コンドロイチン硫酸標準溶液 30 μ Lを混和し、システム適合性試験用溶液とする. この液20 μ Lにつき、上記の条件で操作 するとも,へパリン,過硫酸化コンドロイチン硫酸の順に溶出し,その分離度は1.5以上に Br Ю

システムの再現性:システム適合性試験用溶液20 m Lにつき,上記の条件で試験を6回繰り返 すとき、過硫酸化コンドロイチン硫酸のピーク面積の相対標準偏差は2.0%以下である

 $\overline{2}$ Ц ガラク サミン塩酸塩8.0mgを水/塩酸混液(7:5)に溶かして正確に10mLとした液99容量に, p-ガラク ナヤ ゕ゙ヾ 本品2.4mgを水/塩酸混液 (7:5)1.0mLに溶かし, 

ंक् ぜ,遠心分離する.下層をそれぞれ試料溶液及び標準溶液とする.試料溶液及び標準溶液5μLずつ 面積に対するガラクトサミンのピーク面積の比より大きくない. ミンのピーク面積に対するガラクトサミンのピーク面積の比は, につき、次の条件で液体クロマトグラフィー〈2.01〉により試験を行うとき、試料溶液のグルコサ 留物にメタノール50μLずつを加え、宝温で減圧乾固する. それぞれの残留物を水10μLずつに溶か 原液とする. 試料原液及び標準原液 $500\,\mu {
m L}$ ずつを共栓試験管にとり,それぞれを密栓して $100 {
m C}$ で が浴やし, 6時間加熱する. これらの液を室温まで冷やし,100 "Lずつをとり,滅圧乾固する. それぞれの残 トサミン植輟塩8.0mgを水/塩酸混液(7:5)に溶かして正確に10mLとした液1容量を加え, アミノ安息香酸誘導体化試液40 "Lずつを加え,80°Cで1時間加熱する. これらの液を室温 遠心分離する.上層を除去し、それぞれの下層に酢酸エチル200μLずつを加え、 減圧乾固する. それぞれの残留物に水及び酢酸エチル200 μLずつを加え, 激しく 標準溶液のグ バロサ バンの に ーク 搬しへ振り混 旅 標準 の説 946

#### 試験条件

検出器:蛍光光度計 (励起波長:305nm, 蛍光波長:360nm)

カラム:内径4.6mm, ルシリル化シリカゲルを充てんする. 長さ15cmのステンレス管に 3 μmの液体クロマトグラフィー用オクタデシ

カラム温度:45°C付近の一定温度

移動相:水/トリフルオロ酢酸混液(1000:1)100mLにアセトニトリル100mLを加える. 液140mLを水/トリフルオロ酢酸混液(1000:1)860mLに加える 1) O

流量:每分1.0mL

面積測定範囲:注入後50分間

システム適合性

検出の確認:D-トソノサミン植輟福8.0mgを水/植殿混嶶(7:5)10mLに落かし,トソノサミ . ان 分離する. やし,減圧乾固する.残留物に水及び酢酸エチル200 uLずつを加え,激しく振り混ぜ,遠心 固する.残留物にメタノール50μLを加え,室温で減圧乾固する.残留物を水10μLに溶かし ン標準溶液とする. 標準原液/マンノサミン標準溶液混液(100:1)500μLを共栓試験管に 下層をシステム適合性試験用溶液とする.この液 5 mLにつき,上記の条件で操作するとき グルコサミンのピーク面積に対するガラクトサミンのピーク面積の比は,0.7~2.0%であ り,密格して100°Cで6時間加熱する.この液を室温まで冷やし,100μLをとり,滅圧乾 アミノ安息香酸誘導体化試液40 µLを加え,80°Cで1時間加熱する.この液を室温 上層 を除去し、下層に酢酸エチル200 µLを加え、激しく振り混ぜ、 遠心分離 まん浴 <u>`</u>

システムの性能:システム適合性試験用溶液5 µLにつき, 上記の条件で操作するとき,

分離度及びマンノサミンとガラクトサミンとの分離度は、それぞれ1.5以上である. ロサッソ、トソノサッソ、ガラクトサッソの順に溶出し、グラロサッソとトソノサッソとの

システムの再現性:システム適合性試験用溶液5 µLにつき,上記の条件で試験を6回繰り返 すとき、グルコサミンのピーク面積に対するガラクトサミンのピーク面積の比の相対標準偏 差は4.0%以下である.